

私立大学図書館協会西地区部会研究会運営委員会内規

第1条 この内規は、「私立大学図書館協会西地区部会研究会細則」第3条に基づき、私立大学図書館協会西地区部会研究会運営委員会（以下「運営委員会」という）の組織及び運営に関する事項を定め、もってその事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

第2条 運営委員会は、次のものをもって構成する。

（1）部会研究会運営委員校

- ①部会長校（委員長校）
- ②開催地区協議会理事校
- ③開催地区協議会研究会幹事校
- ④当番校
- ⑤部会長校から推薦された大学

（2）その他の研究会運営委員校

- ①部会長校から委嘱された大学

2 前項の運営委員校の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 運営委員校は委員長校が招集し、会務、会議並びに業務は委員長校がこれを処理する。

第4条 運営委員会の経費は、部会からの交付金をもってこれにあてる。

第5条 この内規の改廃については、西地区部会の承認を得て、委員長校が定める。

付 則

この内規は、平成8年6月14日から施行する。